

試練の中のアメリカ低所得者支援

— 労働市場との関係を巡る近年の定量的研究結果を踏まえて —

酒 井 正

■ 要約

就労を前提とする福祉へと転換された米国の低所得者支援は、労働市場のかつてない悪化の中で改革後はじめて本当の試練を迎えていると言える。福祉改革から10年以上を経た今、低所得者支援策のどのような問題が浮き彫りにされつつあるのか、近年の定量的な評価の整理を通じて探った。記録的な長期失業者の増加を背景として低所得者支援策への期待が高まる一方で、就業を最優先する仕組みが福祉からの安定的な自立につながっているのかという点については疑問も投げかけられている。特に、派遣労働等を通じた就業支援については評価が分かれる。また、福祉からも就労からも漏れ落ちる者が増える傾向にあることや、失業保険による救済を拡大することにはモラル・ハザードや雇用抑制の問題が懸念されるといった現状も確認された。

■ キーワード

低所得者支援、派遣労働、失業保険

I. はじめに

90年代半ばにクリントン政権下で行われた福祉改革は、米国の低所得者支援をそれまでの受給権としての性格のものから就労を条件とするものへと変えた。福祉制度改革の背景とその評価についてはこれまで多くの論考が発表されてきたが¹⁾、勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit、以下EITCと呼ぶ。）の拡大とも相俟って、低所得層におけるシングル・マザーの就業を促進させ、ケースロード（受給件数）を低下させたという観点からは概ね「成功」との評価が下されていると言ってよい。しかしながら、就労を前提とする方向への福祉制度改革は、それが空前の好景気のさなかに行われたことから、景気が低迷して本当に働きたくても働けない者が大量に出てきた時に十分に機能しうるのかという懸念が当初より表明さ

れてきた（Ellwood, 2000）。福祉制度改革後、景気は2001年に若干後退したが、この時の景気停滞は短いものとどまったため、ケースロードの増加は見られなかった。しかし、2007年12月に始まった今回の景気後退²⁾は、2009年に失業率が9%に達するなど、80年代前半以来の厳しいものとなっている。特に、長期失業者の増加はこれまでになく深刻であるとされ、今後、公的な支援に頼る者の数が増えることが予想される。その意味で、米国の低所得者支援は今、福祉改革後初めて本当の試練を迎えていると言える。はたして、どのような問題点が浮き彫りにされつつあるのか。福祉改革から10年以上を経て、「ケースロードの低下」と「就業率の上昇」という表面的な評価を超えて、貧困からの安定的な自立という観点から一歩踏み込んだ定量分析が展開されつつある。本稿では、それらの分析を概観し、それらが提示する

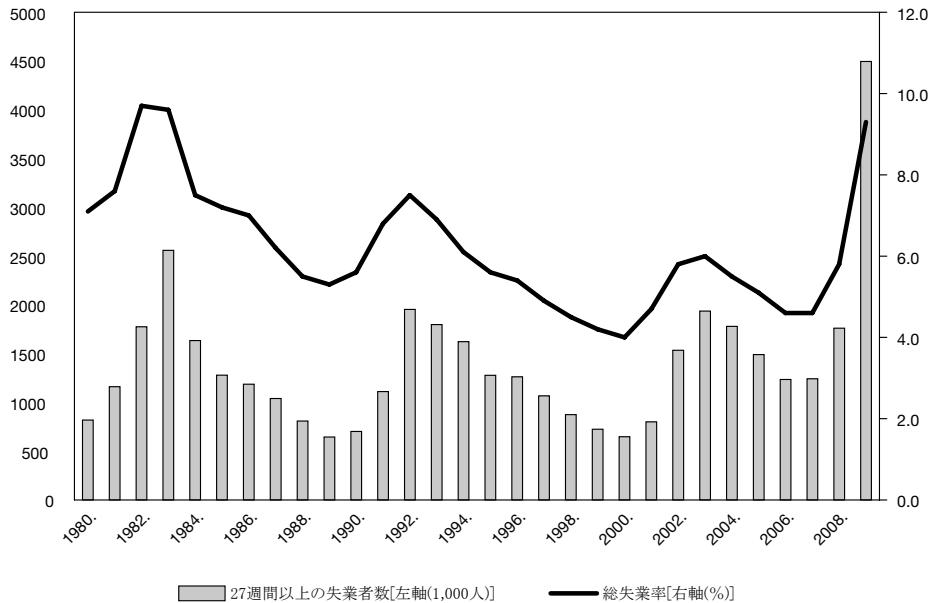
新たな論点も踏まえたうえで、各種の低所得者支援策が一体的に果たしている役割について考える。労働市場が強い回復の兆しを見せない現在の米国において、低所得者支援策のあり方が投げかける問題について探り、日本の社会保障制度への示唆を得たい。具体的には、①就労促進策（特に移行支援サービス）の長期的な帰結、②就労もせず、福祉給付も受けていない者の増加、③失業保険制度の課題、の3点を中心に検討する。通常、低所得者支援と言った場合に失業保険が含まれることは稀だが、貧困へ陥る大きな要因の一つが失業であり、労働市場とセーフティネットの関係を考えるうえでは、失業保険が消費の最初の下支えとして果たしている役割についても確認しておく必要があると思われる。就労を前提とする福祉との相補的な関係という観点からも、失業保険制度について触れたい。また、米国の福祉を考えるうえでは、医療保険との関係も重要となってくるが、医療制度については本特集号の別の論文で詳しく論じられるので本稿では扱わない。同様に、

最低賃金や低所得者への住宅支援、フード・スタンプ等の現物給付についても、紙幅の都合から明示的には論じない。

本稿は以下のように構成される。まず、II節で、中長期的な傾向も見ながら、現状における米国の労働市場と低所得者の実態について概観する。III節で、米国の福祉政策と従来までの評価について大まかに把握した後、IV節で個々の論点について定量的な分析を紹介したい。V節で、日本における低所得者支援への示唆を探り結びとしたい。

II. 近年の米国の労働市場と貧困の様相

図1は、1980年から2009年までの失業率の推移を見たものである。2009年の平均失業率は9.3%を記録したが、年間の平均失業率が9%を超えたのは1983年以来のことである。同図には、27週間以上の長期失業者数も掲載している。直近で失業率の最も低かった2006年から失業者総数は約2倍（103.8%増）になっているが、この増加分のうち約



資料出所：Department of Labor (Bureau of Labor Statistics).

図1 米国の失業率と長期失業者数の推移

半分（ $= 46.6\% \div 103.8\% = 45\%$ ）は27週間以上の長期失業者の増加によるものであり、記録的な失業の長期化によって失業率が高止まっていることが窺える。平均失業期間は、2009年時点で24.4週に及んでいる。就業人口比率を見ても、2006年の63.1%から2009年の59.3%へと低下している。近年になるほど不況後も雇用の回復は弱く、遅いものとなっており、今まで公的な支援に頼ったことがなかったような人びとまでが長く職を見つけられないようになってきているという（New York Times 電子版、2010年2月20日）。正規雇用が削減される一方で、パートタイム労働者については不景気になっても当初は増加していた。2008年9月から2009年7月までに、パートタイマーは250万人近く増えた。Mulligan（2010）によれば、これはちょうど5人の正規雇用が失われるごとに1人がパートタイマーに置き換わった計算になるという。だが、そのパートタイマーの増加傾向も2009年7月を最後に止まった。この月に6.55ドルから7.25ドルへと引き上げられた連邦最低賃金³⁾が原因として疑われるとされる（Mulligan, 2010）。不況下における最低賃金の引き上げが、正規雇用減少の受け皿となっていた（もともと賃金の低い）パートタイマーの雇用を抑制した可能性がある。

長期失業者の増加に伴って、失業保険の給付期間を満了してしまう人の数も急激に増加している。給付期間を満了してしまった者は2009年第3四半期には224万人に達しており、1年間で2.5倍以上に増えた。給付満了率（半年前に失業給付の受給を開始した者たちのうち期間を満了してしまった者の割合）も1年間で13.4%ポイント（39.0%→52.4%）上昇しており、失業保険の給付期間が切れてもまだ職が見つからない人びとが急増している様子が見てとれる（U.S. Department of Labor, Unemployment Insurance, Program Statistics）。このような状況に政府も手を拱いて見ているばかりではない。オバマ大統領は、2009年

11月に失業保険給付期間の延長を含む景気対策法案に署名した⁴⁾。米国の失業保険給付は州ごとに規定されているが、連邦政府は各州の失業給付期間に上乘せする形で給付期間を延長させることができる。この法案は、給付期間を最大で14週間延長し、3か月平均で失業率が8.5%を超える特に失業率の高い州については更に6週間を上乘せして計20週間の延長とするものである（労働政策研究・研修機構、2009）。2010年3月には、更に失業保険給付の延長が署名され、2か月以上仕事に就いていなかった者を雇った企業への減税策を含む雇用対策法案も署名された。

それでは、以上のような労働市場の動向を背景として、貧困の状況はどのように推移しているのだろうか。職を失うことはもっとも貧困の引き金となりやすい（McKernan et al., 2009）。米国では、家計が最低限の食料を購入するのに必要な額を3倍した値が公式の貧困基準（絶対的貧困基準）として用いられる⁵⁾。この基準による貧困率を中長期的な観点から見ると、一人当たり実質GDPが傾向的に上昇してきたにもかかわらずこの四半世紀の間、大きくは変化しておらず、大体10～15%前後を推移している。また、所得が貧困ラインの200%以下の者の割合もほぼ25%のままで変わっていない（Blank et al., 2006）。貧困者に占める就業者の割合は、ここ30年ほど35～40%前後を推移しており、直近（2008年）でも大きくは変化していない。また、貧困者のうち年間を通してフルタイムの職に就いている者の割合も、10%前後を保ったままである（U. S. Census Bureau, Historical Poverty Tables – People, Table 18）⁶⁾。その中で長期的には、貧困者に占める既婚者の割合が減ってきており、人種ではヒスパニックの増加、また高学歴化といった傾向が見られる。

もっとも、短期的な変化を見れば、貧困率は景気変動と密接に関連していることが指摘されてきた。但し、近年、その相関関係も弱まってきてい

るとされる (Hoynes et al., 2006)。はたして、今回の不況ではどうだろうか。2009年の数値はまだ得られないが、2008年の公式の貧困率は13.2%であり、前年の12.5%から上がったものの急激な上昇には至っていない (同上, Table 2)。だが、上に見たように、2009年にかけて長期の失業者が急増しており、今後の貧困率の上昇が懸念される。年間を通して働いていた者における貧困率は、2007年から2008年にかけて5.7%から6.4%へと上がったが、これは年間を通してフルタイムで働けなかった者が増加したことと、それらの者たちの間で貧困率が上がったことによるという (Acs, 2009)。失業者のみならず、働いてはいても低賃金しかもらえない労働者の増加もまた貧困の拡大をもたらしているのである。

また、Council of Economic Advisers (2010, Ch. 8)も指摘するように、失業すると人的資本も失われることが多いため、その後長期にわたって労働者本人の生産性や賃金に負の影響が続くとする研究は数多く存在する。長期失業者の増加がもたらす影響は、技能形成機会の喪失を通じて、(現不況下にとどまらず) 景気回復後にも大きく及ぶ可能性がある。

III. 米国の低所得者支援策の概要

1996年に施行された個人責任・就労機会調整法 (Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act, 略称PROWA。以下ではより一般的な呼称である「福祉改革法」を用いる。)は、「我々が知っているような福祉を終わらせる (end welfare as we know it)」としたクリントン大統領の公約を実現させるものであった。福祉改革法の下、子どものいる貧困家庭に対する現金給付による公的扶助は、AFDC (Aid to Families with Dependent Children) から TANF (Temporary Assistance for Needy Families) へと置き換えられた⁷⁾。

その主要な変更点は、1) 連邦政府が受給のニーズに応じてその一定割合を (無制限に) 負担するそれまでの仕組み (matching grant) から、州ごとに決められた給付の総額を連邦政府が一括して付与する仕組み (lump-sum block grant) へと転換されたこと⁸⁾、2) 連邦政府からの給付期間の合計は個人の一生涯において5年間を超えてはならないと定められたこと、3) 受給者は一定期間受給した後は最低週30時間 (子どもが6歳以下の場合は20時間) の就労が義務付けられ⁹⁾、就労支援プログラムへの参加を拒んだ場合などには制裁として給付が削減されるようになったこと、等である。公的扶助は、就労を前提とする、文字通り暫定的な支援となったのである。このような特徴を持つ仕組みへの変更は、大きな時間軸から見れば、1960年代における福祉拡充策からの揺り戻しとして行われたレーガン政権による福祉抑制の流れを汲むものであり、多くの州においてウェイバー条項によって独自の就労促進策が実施されつつあった中での改革であった (根岸, 2006)。

一見冷徹にも見えるタイムリミットや就労の要件はしかし、州独自の規程や他の制度の存在を背景としており、実際には柔軟かつ補足的な対応がなされている (藤原・江沢, 2007)。タイムリミットの適用除外や「就労」の多様な解釈、税制を通じた給付であるEITC等がそれである。タイムリミットについては、連邦政府が受給者の最大20%までタイムリミットの適用除外を認めており、どのような場合に適用除外になるかが州ごとに定められている。また、福祉受給家庭を州独自の財政によるプログラムへ移行させることによってタイムリミットの適用対象から外すということも一般的に行われている。

「就労活動」については、TANF受給者は週に30時間以上、「主たる就労活動 (core work activity)」か「就労関連活動 (supplementary work activity)」に従事することが義務付けられているが、「主たる

就労活動」には通常の雇用や給与が支払われないインターンシップなどのほかに、オンザジョブ・トレーニングや職業教育訓練も含まれる。また、(受給者が「主たる就労活動」に週20時間以上参加していることを条件として) 仕事に直接つながる教育を「就労関連活動」として数えることが認められている。なにを「主たる就労活動」とし、なにを「就労関連活動」とするのか、その定義は州によって異なっており、また、時々によっても変わっている¹⁰⁾。尚、TANFの就労要件については、2006年に見直しがあり、各州における受給者の50%以上の就労参加が厳格に義務付けられた¹¹⁾。

一方、EITCは、端的に言えば、低所得者が勤労所得に比例する形で現金を受け取ることができる仕組みである。制度の詳細についてここでは省くが、全国統一的な基準によって、低所得者が税制を通じて給付(還付)を受けられることが特徴である。1975年に(当初、時限立法として)導入されたEITCは¹²⁾、クリントン政権下の1993年に給付額が大幅に引き上げられた。2009年現在、EITCの給付総額は、TANFにおける給付総額を大幅に上回る424億ドルに達しており(Office of Management and Budget)、「見えざる安全網(invisible safety net)」(Currie, 2006)となっている。いまや低所得層における所得支援の中核はEITCが担い、州レベルでのきめ細かな支援についてはTANFが補うという構造ができていく。このEITCも事実上の機能という点から見れば、就労を前提とする福祉の一つと捉えられる。但し、構造的にどのような場合にもEITCが就業を促すとは限らず、非就業者については(所得効果が無いため)就業が促されることが先験的に明らかであるが、それ以外の(既に就業している)低所得者についてはむしろ労働供給が抑制される可能性もあることには留意しておく必要がある(Gruber, 2005, Ch.21)。

育児補助金の拡大や、子どもへのメディケイド(低所得者向け公的医療保険)やフード・スタン

プ¹³⁾(低所得者向けの食料購入補助)の受給資格をTANFの受給から切り離す措置も、就労を前提とする福祉への移行を支えた。母親へ就業を促すためには、就業中の母親に代わって育児を担う者の確保がその前提条件となっていなければならない。また、医療保険やフード・スタンプを受給するために福祉にとどまるというインセンティブを無くすことも、就労促進と統合的な制度整備として不可欠であった。

以上のように、90年代に米国の福祉は、就労を前提とする制度へと一体的に改革された。それは、単に就労を強く奨励するだけでなく、「働くことを割に合うようにする(make work pay)」ための措置を伴ったものでもあった。それでは、そのような福祉改革は低所得層における福祉受給の実態にどのような変化をもたらしたのだろうか¹⁴⁾。ケースロードの減少は福祉改革以前の1994年頃から始まっていたが、90年代後半に加速し、2001年までにピーク時より40%以上もの減少を記録した。当時好景気であったことの影響を完全に切り離して捉えることは難しいが、複数の定量的分析から福祉改革がその低下を加速させたことはほぼ間違いないとされている。就業率はどうか。これも景気の影響を差し引く必要があるが、90年代後半に、特に低学歴のシングル・マザーにおいて就業率の上昇が大きかったことから、福祉改革が就業を促したことが推察される。

福祉から離脱した者の状況については、TANFから退出した者のうち半数から3分の2が、退出後1、2年を経た時点でも就業しているとの報告も当初あったが、景気の後退期にはこの割合が低下していたことも見出されている(Loprest, 2003)。TANF退出者は、不安定な仕事に就きがちな様子が窺える。この点については、次節でより詳しく見ることにする。

EITCについても定量的な分析から、就業率に対してはプラスに有意に影響する一方で、既に就業

している者の労働時間には影響がないことが見出されている。つまり、EITCは、非就業者の就業を促すという意味においては理論通りであり、一方で既就業者については労働供給を抑制させるような証拠はないということになる¹⁵⁾。

福祉受給の減少と就業率の上昇という二つの変化を背景として、シングル・マザーのトータルでの平均所得は上昇した(Blank, 2006)。いくつかの試算によれば、最低賃金での就業とEITCやフード・スタンプの受給を合わせると貧困ラインを超えるとされている¹⁶⁾。だが、所得という指標は個々人の厚生という観点からはノイズ(攪乱要因)を含んでいるとも考えられる。福祉改革が低所得者の厚生にもたらした影響を精確に検討するのであれば、消費の変化も見ることが必要である¹⁷⁾。

Meyer and Sullivan (2008)によれば、シングル・マザーの消費額は福祉改革後に下位層から上位層まで総じて上昇した。ただ、細かく消費の構成要素を見れば、交通費への支出が増加している階層もあるなど消費の変化の実態は一様でない。また、下位層においては就業時間の拡大に伴い、「余暇時間」として括られる買い物や料理、家事の時間が減っていたことも報告されている。

ところで、先には触れなかったが、TANFへの移行の一つの目的には、結婚を促し、未婚者の出産を減らし、二人親家庭を望ましいものとして奨励するということが含まれていた(公的支援は、理想的な家族形態について明確な意思表示を行ったのである)。その目的を具現するのが、TANF受給後に出産した子どもに関しては給付額を増額しないとしたファミリー・キャップ(Family Cap)と呼ばれる措置である。これは、子どもを追加的に持つコストを上昇させることにつながる¹⁸⁾。ファミリー・キャップもまた福祉改革法施行前に19州において既に実施されていたが¹⁹⁾、この時期における州間の制度導入タイミングの差異を自然実験として用いた最近の研究は、家族形成に対してファ

ミリー・キャップはほとんど影響をもたらしていなかったことを見出している(Joyce et al., 2004; Kearney, 2004; Ryan et al., 2006)^{20) 21)}。

IV. 「就労を前提とする福祉」の陥穽と関連する課題

1. 「就労を前提とする福祉」における派遣労働の利用—中長期的な帰結

1996年の福祉改革法によって福祉行政の重点は、受給者への現金給付それ自体から受給者をいかに就業させるかということへと移行した。両者に求められる行政側の機能は当然異なる。前者においてスタッフに求められるのは、受給資格の有無を含め個々の貧困家庭の状況を正確に判断し、給付額を算定するといった技能であり、一方、後者において求められるのは、労働市場の状況によく通じ、失業者に対して仕事の見付け方を教えられることや彼らと企業とを橋渡しできるといったことである(Pavetti et al., 2000)。各州では、移行支援サービスの民間委託契約が拡大したが²²⁾、その移行支援の過程において、「仲介業者」を利用するということが多く行われるようになってきた。派遣会社の利用はその典型である。その場合、受給者はまず派遣会社に雇用され、そこから派遣される形で個々の企業で働くことになる。TANF受給者のうち2割以上が派遣労働として就職したというデータもあり、全産業に占める派遣労働者の割合が2~3%に過ぎないことを考えると、福祉受給者が派遣会社を利用して就職する割合は極めて高いと言える(Autor and Houseman, 2006)。この派遣労働に対しては、不安定・低賃金で教育訓練の機会も少なく、将来の見込みのない「行き止まりの(dead-end)」の仕事であるという評価がある一方で、派遣労働者としての雇用が、そうでなければ雇われていなかった者に仕事の経験を与えることを通じて、賃金や待遇の良い安定的な雇用へ

の経由地としての機能を果たしているという見方もある²²⁾。派遣労働を積極的に活用している福祉当局は、上の相反する見方のうち、当然、後者の側面（派遣雇用が安定的な雇用へとつながる側面）を期待していると思われるが、はたして実際のところはどうかだろうか。特に、派遣労働という形で就労要件を満たしたTANF受給者の中長期的な雇用・賃金は、個々の企業に直接雇用された場合やすぐには仕事に就かなかった場合と比べてどのようになっているのか。この問題は、「就業を促された受給者はその後も安定的に就業しているのか」という福祉改革の帰結に関する一つの大きな問いにつながるものである。最低賃金での就業とEITCやフード・スタンプによって、計算上、貧困ラインを超えられたとしても（そしてそれによって給付が削減できたとしても）、それが継続されなければ資源配分は効率的でないことになる。

従来の定量的な研究の多くは、派遣労働がTANF受給者のその後の就業率や賃金を高めるとしてきた。たとえば、Heinrich et al. (2005) はミズーリ州とノースカロライナ州の福祉受給者に関する業務統計を用いて派遣労働に就いた者と直接雇用された者の比較を行っているが、派遣労働に就いた者は初めこそ低い賃金に甘んじるが、その後は高い賃金の伸びを経験することが多く、福祉を受給しなくなる割合も派遣労働以外に就いた場合と比べて大差なくなるとしている²⁴⁾。少なくとも、なにも職に就かなかった場合と比べれば、派遣労働という形で最初に仕事に就くことはその後の賃金や雇用を高めるうえで有効であることが示されている²⁵⁾。

しかし、このような定量的な評価に大きな疑問を投げかけたのがAutorとHousemanの研究である(Autor and Houseman, 2006; Autor and Houseman, 2008)²⁶⁾。それまでの研究は、元来の仕事能力や就業意欲の高い者が派遣労働を選択しているといった可能性を十分に調整したうえで推定を行っ

ていたわけではなかった。そのような推計から得られた結果は、「もしそうでなかったら就業してなかったであろう受給者が、支援プログラムによって派遣労働に就けられたとしたら、その後の賃金や就業率がどれだけ上がるのか」という意味においては正確な値ではない。AutorとHousemanは、以下に示すようなミシガン州のプログラムにおける社会実験に近い状況を巧みに用いることでそのようなバイアスを修正し、それまでの研究とは異なる結果を提示した。ミシガン州デトロイトでは、TANF申請者のうち最低限の就労条件を満たしていない者は就労支援プログラム（「就労第一(Work First)」プログラム）に割り当てられる。このプログラムは（その名の通り）迅速な職探しの支援のみを目的としており、デトロイト市が運営しているが、実際のサービスの提供は各地域の複数の非営利団体の業者(contractor)に委託されている。そして市は、福祉受給者に対して業者を順番に割り当てている。すなわち、各個人にどの業者が割り当てられるかは完全にランダムと言える。ここで重要なことであるが、業者によって、直接雇用での就職率が高いか派遣雇用での就職率が高いかが著しく異なっている。これは、業者によって直接雇用・派遣雇用に対する見方が違い、プログラム参加者の就労支援において派遣会社を積極的に活用するかどうか異なっているためである²⁷⁾。彼らは、この派遣労働での就職率の違いを操作変数（＝賃金のみに影響を与える外的要因）として、直接雇用で就職した場合と派遣雇用で就職した場合で、その後の就業や収入が異なるかどうかを確かめている。その結果、直接雇用で就職した場合、その後の就業率・賃金ともに有意に上昇していることがわかった。一方、派遣労働に就職した場合には、その後の就業率・賃金はむしろ低下する傾向にあることがわかった。「どんな仕事でも、無職よりは良い」というわけではないのである。ではなぜ、直接雇用だとその後の就

業率・賃金が高いのか。彼らによる補完的な分析からは、直接雇用で就職した場合には平均的に少ない数の雇用主の下にとどまる傾向があることが見出されており、その後の賃金上昇の大部分が同一雇用主における継続就業からもたらされていることが示唆される。就労支援プログラムが低技能労働者を安定した雇用に結びつけることを最終目的としているならば、派遣労働としてではなく直接雇用で就職させるべきであるということになる。

このようにAutorとHousemanの研究はそれまでの先行研究の結果に挑むものと言えるが、先行研究も彼らの研究も特定の地域のみを見ており、分析結果から普遍的な結論を導くには留保が必要となる²⁸⁾。派遣労働が効果的に安定的な雇用への橋渡しとなっているのか。それが職業訓練のような支援と比べて、長期的な帰結において有効であるのかといったことは行政側も共有する問題意識である。その意味で、政府の主導で導入された評価実験である雇用維持・向上プロジェクト(Employment Retention and Advancement Project、略称ERA)による成果は期待される。また、不景気には派遣労働は不利になる可能性がある。この点は、そもそもなぜ企業が派遣労働を用いるのかという問題とも関わってくるが、景気の好し悪しによって受給者が派遣労働で就職した場合の帰結が変わるのかということも喫緊の検討課題として含まれるべきであろう²⁹⁾。

2. 「就労を前提とする福祉」から漏れ落ちた人びとの増加

たとえ就労支援が有効に機能したとしてもまだ、働きたくても働けないシングル・マザー達がいる。彼女たちは、精神疾患を抱えていたり、ドメスティック・ヴァイオレンスに悩まされていたりといった理由から就業できない(もしくは仕事に就いても継続就業できない)でいるとされる。といって、彼女たちは障害者給付(Supplemental

Security Income、略称SSI)の受給資格もないことが多い。先に触れた傾向的なケースロードの低下という事実を踏まえると、働ける者はTANFを離脱し、上のような働きたくても働けない最弱者たちばかりがTANF受給者となってしまっているかのようにも一見思える。だが、事実は必ずしもそうでないという(Blank, 2007)。働けない女性たちも多くがTANFから非自発的に離脱しているからである。それは、義務違反に対する制裁が理由であったり³⁰⁾、タイム・リミットが理由であったりする。つまり、就労からも福祉からもこぼれ落ちている者たちが多くいることになる。貧困ラインの200%以下の所得しか得ていないシングル・マザーのうち40%以上の者が、過去3年の間に、稼得収入も福祉受給もないか、両方を合わせた額が極めて低い水準にしかなかった経験が1カ月以上ある(Blank and Kovak, 2009)。そして、稼得収入を得ておらず、福祉も受給していない者

表1 就業しておらず、福祉も受給していない低所得シングル・マザーの割合
(Blank (2007) Table 1 の再掲)

	定義1	定義2
1990年	10.0%	14.8%
1995年	11.6%	16.2%
2000年	13.7%	18.8%
2001年	16.4%	21.7%
2002年	17.3%	22.9%
2003年	16.5%	21.0%
2004年	19.6%	25.3%

資料出所: March Supplement of the Current Population Survey

18～54歳で、18歳以下の子どもを持つ、貧困ラインの200%以下の家庭に属する全てのシングル・マザーにおける割合。

定義1: 前年に、福祉も受給しておらず、稼得収入もなかった者。2004年時点で、135万人。

定義2: 前年に、2,000ドル以下の収入しかなく、且つ1,000ドル以下の福祉しか受給しなかった者。2004年時点で、173万人。

は、福祉改革後、確実に増えている（表1）³¹⁾。福祉改革後におけるケースロード低下の要因としては、他の福祉プログラムへのシフトも指摘されてきたが（藤原・江沢，2007）³²⁾、実際に福祉自体から漏れ落ちてしまう者も増えていたのである。

それでは、このような就業からも福祉からも「絶ち切られている」女性たち（“disconnected” single mothers）は、どのようにその状況をしのいでいるのだろうか。従来から、若年層においては労働市場が悪化すると家族と同居することが多くなることが知られていたが（Card and Lemieux, 2000）、近年、低所得者層においても、家族内による支援（所得移転）や家族との同居が増えてきている（Haider and McGarry, 2006）。もちろん、家族の支援を受けられるが故に、福祉からも就業からも離脱することができると思えることもできるが、家族機能に負荷をかけることは公的支援の本来の目的にそぐわない。機会の不平等を助長する可能性があるからだ。そのような近親者に頼る傾向が増している一方で、近親者からの支援すら受けられない者も増えていることが確認されている（Blank and Kovak, 2009）。現下の不況は、もともと福祉を必要とする者のあいだで更に貧困を深刻化させている恐れがある。

3. 最初のセーフティネットとしての

失業保険—その課題

ここまで、貧困に陥った者が貧困を脱するために必要な支援について見てきたが、福祉が就労を前提とするようになった今では、労働市場の悪化に際しては失業保険に期待される役割も大きくなっている。職を失うことは大きな所得の低下をもたらし、消費を減少させる可能性がある。人びとは大きな消費変動を好まないというのが経済学の基本命題である。失業保険は、職を失った者とその家族の消費を、（貧困の状態にあるかどうかに関係なく）職が見つかるまでの間、支える役割

を持っている。そして、この仕組みに伴うモラル・ハザードを最小にするのが失業保険制度の設計における重要な目的の一つである³³⁾。今回の不況でも、失業保険給付期間の延長は雇用対策として真っ先に行われている。就労を前提とする福祉においては、福祉が失業保険に近くなったと見られる一方で、失業保険には新たな役割が期待されているとも考えられる。

2008年時点の失業保険の給付総額は490億ドルであり、TANFの給付額を上回っている。米国の失業保険制度は、州ごとに運営されているため、各州でその仕組みは異なっているが³⁴⁾、連邦政府のガイドラインに従っており基本的な構造は同じである。本人の責任によらない離職を余儀なくされ、求職活動をしており、すぐにでも仕事に就くことができる状態にあることが受給のための第一の要件となる（“nonmonetary eligibility”）。受給者は、電話もしくはインターネットといった手段を用いて、毎週、求職活動について報告しなければならない。受給資格の第二の要件は、失業前に十分な就業期間があるかどうかということである（“monetary eligibility”）。失業前の5四半期のうち直近の四半期を含まない4四半期（“base period”）³⁵⁾において、一定額以上の賃金を得ているかどうか要件となる。以上の受給要件を満たした者は、失業前の週当たり賃金の大体半分程度の額を³⁶⁾、基本的に26週間まで受け取ることができる。先にも触れたように、連邦政府は、この基本給付期間に上乘せする形で給付期間を延長することができる。

一方、失業保険料（税）は企業によって支払われる。各企業が支払う保険料率（税率）の算定基準は複雑だが、単純に言えば、レイオフ（大量解雇）が行われ、その企業からの解雇者に対して失業保険給付が多く支払われることになると、その企業の将来の税率が高くなる仕組み、すなわち経験料率（experience rating）が採用されている。この経験料率は企業が大量解雇を抑制するインセン

ティブとして機能しうる。但し、レイオフに応じた税率の引き上げには上限が設けられており、レイオフに伴う給付増を税率の引き上げによって完全にカバーできるわけではないという意味において「不完全な」経験料率である。もし給付の必要が増え、失業保険給付の財源が枯渇するようなことがあれば、州政府は連邦政府から借入れを行うことができる。

失業者のうち失業保険を受給している者の割合は、現在、40%以下に過ぎない。失業保険を受給していない者は、1) 上記の受給資格がないか、2) 受給資格があってもなんらかの理由から給付の申請を行っていないか、3) 給付期間を満了してしまっているかによる。歴史的には、失業保険の受給率は1970年代前半には60%近くあり、近年にかけて低下してきている (Simms and Kuehn, 2008)³⁷⁾。不況期におけるセーフティネットとして失業保険の役割に期待する場合、この受給率を上げるということが政策目標として挙がってこよう³⁸⁾。そのための有力な手段は、就業履歴算定期間 (“base period”) を短くしたり必要な賃金の最低額を引き下げることで受給要件を緩和することである。この背景には、不安定で低賃金な仕事に就きがちな低技能労働者は、そのために不況の煽りを受け易いが、(その仕事の性質が故に) 失業保険の受給要件も満たせていないのではないかという懸念がある。しかし、賃金の最低額要件に関しては、低技能労働者であっても既に多くの者が要件を満たせているとする報告もある (Levine, 2006)。また、就業期間の最低要件を短くしても、不安定な就業をする者は “nonmonetary eligibility” のほかの要件も満たせていないことが多く、結局、受給要件を満たす者を大幅に増やすには至らない可能性がある。就業期間の最低要件が短いと、長期的に年間労働供給時間の減少が起こるとする最近の実証結果もある (Kuhn and Riddell, 2010)。いずれにしても、受給要件を極端に緩和

させることは福祉との境を曖昧にするため、政治的な困難さが伴うことは十分に予想されうることである。

失業による経済的リスクがもっとも深刻である者のみに特別な受給要件を適用するという “targeted eligibility rule” の考え方も提案されているが、給付が本当に必要な場合とモラル・ハザードの場合の区別をつけるのが難しいことが社会保険制度の根本的な課題であり、制度設計は単純ではない。その実証的な根拠も未だ充分ではない (Nicholson and Needels, 2006)。

米国の失業保険制度には、財政構造の面においても注意を要する点がある。失業保険財政の変化に対する州ごとの対応を定量的に調べた Levine (2006) によれば、失業保険財政が枯渇した場合に、州は (受給資格を厳しくするなどして) 給付を制限するよりも、税率を引き上げるなどの対応を取りがちだと言う。税率の引き上げは、企業にとって雇用のコストが上がることを意味する。労働市場が深刻な時に、失業保険財源確保のためにより完全な経験料率へと変更しようとするれば、低技能労働者などが更に雇われにくくなるといったことにつながりかねない³⁹⁾。

V. まとめにかえて

本稿では、就労を前提とする米国のセーフティネットの体系が、労働市場が深刻に悪化するなかでどのような問題を出させているのか、近年の定量的な分析を踏まえて考察した。2010年中に TANF は議会でも再可決されることになるはずだが、抜本的な変更はないと思われる。米国の福祉は必ずしも「働かざるもの食うべからず」に徹しているわけではないと見ることもできるが、少なからず福祉から漏れ落ちる者が出てきていることも確かである。また、就業できたとしても継続的に福祉から離れられるかどうかはわからないこと

も見た。就労を前提とする福祉へとシフトする中、失業保険制度も、モラル・ハザードを引き起こさずに福祉を補完し、そのセーフティネットとしての機能を劇的に高めるには課題が多い。現下の長期失業者の増加は、今後、福祉からも就業からも漏れ落ちる者の数を増やし、貧困状態から長く脱せない者を増加させるかもしれない。

翻って、日本では、タイムリミットや就業を促す仕組みを持つ低所得者支援が主張されるようになってきている。勤労所得税額控除の導入は近年特に、強く主張されているものの一つである。福祉施策に潜在的に伴う就業意欲を阻害する影響を最小限にして低所得者支援を行ってゆくとする考え方自体に異論を挟む余地はなく、元より労働力の減少が大きな問題となりつつあるわが国において、就労を志向する福祉施策は当然のこととも言える⁴⁰⁾。しかし、就労を受給の要件として義務付ける施策は、それに長期的な帰結までをも評価する仕組みが備わっていなければ、受給者を不安定な雇用に押し込む誘因にもなりうる。派遣労働などを通じての就職が中長期的に福祉からの脱却につながっていなければ、それは本来的には福祉の機能として充分でないことになる。

米国の福祉改革を特徴づけるタイムリミットや州への一括補助金といったもう一つの仕組みは、現場に近い対応を可能にし、就労への強いインセンティブをもたらす反面、受給者からすれば給付が停止してしまう可能性を有する。だが、給付が本当に停止してしまうようなことがあれば、発育段階にある子どもなどへはその影響が特に甚大なものとなることが予想される (Currie, 2006)⁴¹⁾。あたかも道路や橋の建設を中止するかのごとく、予算上の都合によって支出をコントロールできる仕組みだとすれば、導入にあたっては慎重を期する必要がある。

謝辞

本稿は2010年3月末日現在に入手可能な資料に基づいて執筆されている。本稿の執筆にあたり、Howard Chernick (City University of New York, Hunter College)、黒田有志弥 (国立社会保障・人口問題研究所)、白瀬由美香 (同左) の各氏より貴重な示唆を頂いた。記して感謝申し上げたい。言うまでもなく、本稿に残された誤りは筆者に帰属する。

注

- 1) 米国の福祉制度改革の評価について日本語で論じたものとして、阿部 (2004)、根岸 (2006)、藤原・江沢 (2007) 等が有益である。
- 2) 本稿における景気後退時期の特定は、National Bureau of Economic Research (NBER) の判断に準拠する。
- 3) この引き上げは、ブッシュ政権下で決定された2007年7月からの段階的な引き上げの一環である (労働政策研究・研修機構, 2008)。
- 4) 政府は、2008年の6月と11月にも給付期間を延長している。
- 5) 米国の公式貧困基準の定義については、U.S. Census Bureau のホームページ (<http://www.census.gov/hhes/www/poverty/povdef.html>) を参照のこと。また、この貧困基準の開発経緯については、Fisher (1992) に詳しい。
- 6) 尚、しばしば、低所得者層における就業実態として、複数の仕事のかけ持ちが象徴的に挙げられることがあるが、総雇用者に占める割合に限って見れば複数の仕事に就く者は5%程度で、この比率はここ10年ほど大きく変わっていない。農業従事者やパートタイマーの割合が高い州で、複数の仕事に就く者の割合が高い傾向が見られるが、景気との相関はほとんど見出されないというのが実態のようである (Campbell, 2009)。
- 7) 本節でのTANF及び関連する諸制度についての記述は、主として阿部 (2002)、Gruber (2005, Ch. 17 & Ch.21)、根岸 (2006)、藤原・江沢 (2007)、Kim and Joo (2009) を参考にした。本節での説明は極めて大まかなものであり、より詳しくは上記文献の他に U. S. House of Representatives (2004) を参考にされたい。また、各州独自の法に基づく実際の運営については、黒田 (2009) によるカリフォルニア州の例などが参考になる。
- 8) これは、連邦政府の財源に基づく給付に上限が設けられたという意味のほか、連邦政府財源の使用法

- に関する州政府の裁量の拡大という側面も有していた。
- 9) 就労義務と補完的に、勤労所得に対する給付削減率が引き下げられた。
 - 10) そのため、「就労率」に関する州間の比較・時系列的な比較が困難となっている。SIPP (Survey of Income and Program Participation) の1996年、2001年、2004年のデータ (のそれぞれの年の4カ月分) を用いて、統一的な「就労」の定義によって福祉を受給しているシングル・マザーの就業率を計算してみると、公表されているものよりも就業率は高く、就労関連活動までに抜ければ景気後退期にも必ずしも就業率は落ちていないという (Kim and Joo, 2009)。
 - 11) 当初のTANFにおいても受給者の50%の就労参加が義務付けられていたが、実際にはケースロードの低下率分を規定の就労参加率から差し引くことができた。たとえば、20%のケースロード低下があれば、就労参加率は30% (=50% -20%) を満たせばよいことになる。2006年の見直しによって、それまでのケースロード低下を算入できなくなった (Blank, 2007)。
 - 12) EITCの導入経緯については根岸 (2006) に詳しい。
 - 13) フード・スタンプ (Food Stamp) は、2008年よりその名称がSNAP (Supplemental Nutrition Assistance Program) へと変わった。
 - 14) 福祉改革がもたらした影響に関するこれまでの包括的な評価については、Blank (2002), Blank (2006), 阿部 (2004) が有益である。
 - 15) 代表的な研究として、Eissa and Leibman (1996) 等がある。
 - 16) 但し、給付前と給付後の所得水準を比べるこのような方法は、人びとが給付制度がなかった場合にとつたであろう行動を考慮に入れていないことから、貧困削減効果を評価する手段としては意味がないという見方もある。端的に言えば、給付があるが故に労働供給を抑制するというモラル・ハザードが起きている可能性を考慮していない (Glazer and Rothenberg, 2001)。
 - 17) 所得は、恒常的な所得とそれ以外の変動所得から構成されていると考えられる (但し、二つを完全に識別して計測することは難しいとする)。このうち個人の厚生水準にとって重要なのは恒常所得のほうである。消費は、恒常所得のみに応じて変動すると考えられるので、消費を見るほうが厚生水準の指標として適切ということになる。また、勤労所得の増加は余暇消費の犠牲を伴っている可能性があることから、(所得よりも) 消費を見る必要がある。
 - 18) 福祉改革後、育児を理由とする就労要件の適用除外基準が厳しくなったことも、子どもを持つことのコストを上げたと考えられる。
 - 19) 各州のファミリー・キャップ導入時期については、Kearney (2004) に整理されている。
 - 20) EITCも出生のインセンティブに対して影響を用うるが、これについてもはっきりとした影響は確認されていない (Baughman and Dickert-Conlin, 2007)。
 - 21) ここまで紹介した研究は主に独立的な研究者による評価であったが、行政当局によってもシンクタンク等に数多くの評価研究が委託されて行われている。それらの結論は様々であり、「公的な見解ではない」と断られているものの、論点としては上記の研究群と多くを共有していることを付記しておく。委託研究のリストについては各年のTANF Annual Reportを参照されたい。
 - 22) 民間団体への委託の拡大という事象も、「小さな政府」を志向するレーガン政権以来の流れの中で捉えられうる。福祉の民間化が進められた過程とその課題については、木下 (2007) に詳しい。
 - 23) 派遣労働における柔軟な就業条件という側面も、受給者の就業に資する要因となりうる。特に、幼い子どもを持つ親にとっては正規雇用の硬直的な労働時間などが就業の妨げになっている可能性があり、派遣労働であれば就業できるということも考えられる。また、派遣会社が派遣先の企業に代わって労働者を選別する機能を担っている可能性も指摘されている (Autor, 2001)。
 - 24) Heinrich et al. (2007) でも、派遣雇用での就職は賃金・雇用に長期的にマイナスの影響を与えていないとする同様の結論が得られている。但しそれは、その後派遣雇用以外の職を得た場合に限られることも指摘されている。
 - 25) これは、受給者の属性をコントロールしたうえでの結果である。そもそも高い生産性を反映するとされる観察されやすい属性 (高い学歴等) を持った者しか直接雇用されにくい現実を思えば、(それらの高い属性を持たない受給者にとっては) 派遣労働にまず就くことは明らかに有効であると考えられる。但し、同じミズーリ州とノースカロライナ州の業務統計を分析したDyke et al. (2006) によれば、職探しの支援を受けるよりも職業訓練支援を受けたほうがその後の賃金は高くなることが示されている。
 - 26) Autor and Houseman (2006) と Autor and Houseman (2008) は基本的に似た内容の論文であるが、本稿では最終改訂が2009年8月となっている Autor and Houseman (2008) から主に分析内容を紹介する。尚、Autor and Houseman (2006) については金井 (2008) による解説がある。
 - 27) 業者への電話インタビューに基づく (Autor and Houseman, 2006)。

- 28) Andersson et al. (2007) は全国的な統計から、派遣労働から他の安定的な雇用に移ることができた者に限って、他の条件をコントロールしたうえでその後の賃金が上昇していることを見出しているが、福祉受給者に限定した分析ではない。
- 29) Heinrich et al. (2007) は、派遣労働による就業が長期的に持つプラスの効果は景気の好し悪しに依存しないとしている。
- 30) 就業を阻害する要因のある者は、就労プログラムなどへ参加しない傾向がある。
- 31) 他の統計も用いたより包括的な推計については、Blank and Kovak (2009) を参照。どのような定義によっても、近年、福祉からも就労からも外れているシングル・マザーが増えていることが示されている。
- 32) プログラム間のシフト自体は、意図せざるものとしての側面ばかりではない。
- 33) 失業保険に関するモラル・ハザードとしては、給付期間が長いほど失業期間も長くなるといった例が典型である。Meyer (1990) 等を参照のこと。
- 34) 各州における失業保険の主要な変更点は、毎年、*Monthly Labor Review* 誌上に掲載される。
- 35) 直近の四半期を含まないのは雇用履歴管理上の歴史的な経緯に依るものであったが、実質的に長い“base period”を課すこととなるため、現在いくつかの州では（技術的な進歩もあり）直近の4四半期を“base period”とするようになっている (Levine, 2006)。
- 36) 給付額の算定式は州ごとに異なり、上限額と下限額も州ごとに定められている。
- 37) 失業保険の受給率が低下してきている理由としては、労働組合組織率の低下、受給資格要件の厳格化、受給率の低い地域への労働移動の増加などが挙げられている (Simms and Kuehn, 2008)。
- 38) この節における失業保険制度変更の政策含意については、Levine (2006) に多くを依っている。
- 39) この節における制度改革の議論は、あくまで現行の制度を前提としてのものであった。より抜本的に失業保険制度を改める案としては、個人勘定方式の「失業保険」などがある。このような案についての議論は、Nicholson (2008) 等に詳しい。
- 40) 就労促進的な制度となっていない現在の生活保護制度においても、受給者のうち働ける者については既に米国よりも就業率が高いとする報告もある (玉田・大竹, 2004)。
- 41) 実際に、タイム・リミットによって TANF から離脱した母親の乳児の死亡率が高いことを示唆する研究もある (Leonard and Mas, 2008)。

参考文献

- Acs, G., 2009, “Poverty in the United States, 2008,” The Urban Institute
- Andersson, F., Holzer, H., and J. Lane, 2007, “Temporary Help Agencies and the Advancement Prospects of Low Earners,” *NBER Working Paper* 13434
- Autor, D., 2001, “Why Do Temporary Help Firms Provide Free General Skills Training?” *Quarterly Journal of Economics* 116(4): 1409-1448
- Autor, D., and S. Houseman, 2006, “Temporary Agency Employment: A Way Out of Poverty?” Blank, R., Danziger, S., and R. Schoeni (eds.) *Working and Poor How Economic and Policy Changes are Affecting Low-Wage Workers* Russell Sage Foundation
- Autor, D., and S. Houseman, 2008, “Do Temporary-Help Jobs Improve Labor Market Outcomes for Low-Skilled Workers? Evidence from ‘Work First’,” (Forthcoming, *American Economic Journal: Applied Economics*)
- Baughman, R., and S. Dickert-Conlin, 2007, “The Earned Income Tax Credit and Fertility,” *Journal of Population Economics* 22(3): 537-563
- Blank, R., 2002, “Evaluating Welfare Reform in the United States,” *Journal of Economic Literature* 40(4): 1105-66
- Blank, R., 2006, “What Did the 1990s Welfare Reforms Accomplish?” Auerbach, A., Card, D., and J. Quigley (eds.) *Public Policy and Income Distribution* Russell Sage Foundation
- Blank, R., 2007, “Improving the Safety Net for Single Mothers Who Face Serious Barriers to Work,” *The Future of Children* 17(2): 183-197
- Blank, R., Danziger, S., and R. Schoeni, 2006, “Work and Poverty during the Past Quarter-Century,” Blank, R., Danziger, S., and R. Schoeni (eds.) *Working and Poor How Economic and Policy Changes are Affecting Low-Wage Workers* Russell Sage Foundation
- Blank, R., and B. Kovak, 2009, “The Growing Problem of Disconnected Single Mothers,” Heinrich, C., and J. Scholz (eds.) *Making the Work-Based Safety Net Work Better* Russell Sage Foundation
- Card, D., and T. Lemieux, 2000, “Adapting to Circumstances: The Evolution of Work, School, and Living Arrangements among North American Youth,” Card, D., and T. Lemieux (eds.) *Youth Employment and Joblessness in Advanced Countries* University of Chicago Press
- Campbell, 2009, “Multiple Jobholding in States in 2008,” *Monthly Labor Review* December
- Council of Economic Advisers, 2010, *Economic Report of the President*
- Currie, J., 2006, *The Invisible Safety Net Protecting the*

- Nation's Poor Children and Families* Princeton University Press
- Dyke, A., Heinrich, C., Mueser, P., Troske, K., and K. Jeon, 2006, "The Effects of Welfare-to-Work Program Activities on Labor Market Outcomes," *Journal of Labor Economics* 24(3): 567-607
- Eissa, N., and J. Leibman, 1996, "Labor Supply Response to the Earned Income Tax Credit," *Quarterly Journal of Economics* 111:605-637
- Ellwood, D., 2000, "Anti-Poverty Policy for Families in the Next Century: From Welfare to Work – and Worries," *Journal of Economic Perspectives* 14(1): 187-198
- Fisher, G., 1992, "The Development and History of the Poverty Thresholds," *Social Security Bulletin* 55(4): 3-14
- Glazer, A., and L. Rothenberg, 2001, *Why Government Succeeds and Why It Fails* Harvard University Press (邦訳 井堀利宏, 土居文朗, 寺井公子訳, 2004, 『成功する政府 失敗する政府』岩波書店)
- Gruber, J., 2005, *Public Finance and Public Policy* Worth Publishers
- Haider, S., and K. McGarry, 2006, "Recent Trends in Resource Sharing among the Poor," Blank, R., Danziger, S., and R. Schoeni (eds.) *Working and Poor How Economic and Policy Changes are Affecting Low-Wage Workers* Russell Sage Foundation
- Heinrich, C., Mueser, P., and K. Troske, 2005, "Welfare to Temporary Work: Implications for Labor Market Outcomes," *The Review of Economics and Statistics* 87(1): 154-173
- Heinrich, C., Mueser, P., and K. Troske, 2007, "The Role of Temporary Help Employment in Low-Wage Worker Advancement," *NBER Working Paper* 13520
- Hoynes, H., Page, M., and A. Stevens, 2006, "Poverty in America: Trends and Explanations," *Journal of Economic Perspectives* 20(1): 47-68
- Joyce, T., Kaestner, R., Korenman, S., and S. Henshaw, 2004, "Family Cap Provisions and Changes in Births and Abortions," *Population Research and Policy Review* 23(5-6): 475-511
- Kearney, M., 2004, "Is There an Effect of Incremental Welfare Benefits on Fertility Behavior? A Look at the Family Cap," *Journal of Human Resources* 39(2): 295-325
- Kim, J., and M. Joo, 2009, "Work-related Activities of Single Mothers before and after Welfare Reform," *Monthly Labor Review* Dec.: 3-17
- Kuhn, P., and C. Riddell, 2010, "The Long-Term Effects of Unemployment Insurance: Evidence from New Brunswick and Maine, 1940-1991," *Industrial and Labor Relations Review* 63(2): 183-203
- Leonard, J., and A. Mas, 2008, "Welfare Reform, Time Limits, and Infant Health," *Journal of Health Economics* 27: 1551-1566
- Levine, P., 2006, "Unemployment Insurance over the Business Cycle: Does It Meet the Needs of Less-Skilled Workers?" Blank, R., Danziger, S., and R. Schoeni (eds.) *Working and Poor How Economic and Policy Changes are Affecting Low-Wage Workers* Russell Sage Foundation
- Loprest, 2003, "Fewer Welfare Leavers Employed in Weak Economy," *Snapshots of America's Family* No.5 (The Urban Institute)
- McKernan, S., Ratcliffe, C., and S. Cellini, 2009, "Transition In and Out Poverty," *Understanding Poverty* Fact Sheet No.1 (The Urban Institute)
- Meyer, B., 1990, "Unemployment Insurance and Unemployment Spells," *Econometrica* 58(4): 757-782
- Mulligan, C., 2010, "Attack of the Minimum-Wage Increase," *New York Times* 電子版 2010年1月20日
- Nicholson, W., and K. Needels, 2006, "Unemployment Insurance: Strengthening the Relationship between Theory and Policy," *Journal of Economic Perspectives* 20(3): 47-70
- Nicholson, W., 2008, "The Evolution of Unemployment Insurance in the United States," *Comparative Labor Law and Policy Journal*
- Pavetti, L., Derr, M., Anderson, J., Trippe, C., and S. Paschal, 2000, *The Role of Intermediaries in Linking TANF Recipients with Jobs: Final Report* Submitted to U.S. Department of Health and Human Services, Office of the Assistant Secretary for Planning and Evaluation <http://www.aspe.hhs.gov/hsp/intermediaries00/index.htm>
- Ryan, S., Manlove, J., and S. Hofferth, 2006, "State-Level Welfare Policies and Nonmarital Subsequent Childbearing," *Population Research and Policy Review* 25: 103-126
- Simms, M., and D. Kuehn, 2008, "Unemployment Insurance during Recession," *Recession and Recovery* No.2 (The Urban Institute)
- U. S. House of Representatives, 2004, *2004 Green Book Background Material and Data on the Programs within the Jurisdiction of the Committee on Ways and Means*
- 阿部 彩, 2002, 「EITC (Earned Income Tax Credit) の就労と貧困削減に対する効果: 文献サーベイから」『海外社会保障研究』140: 79-85
- 阿部 彩, 2004, 「アメリカの福祉改革の効果と批判」『海外社会保障研究』147: 68-76
- 金井 郁, 2008, 「論文Today 派遣雇用 - 貧困から脱出する手段となるか?」『日本労働研究雑誌』573: 100-101
- 木下武徳, 2007, 『アメリカ福祉の民間化』日本経済評論社

- 黒田有志弥, 2009, 「カルフォルニア州における公的扶助制度: CalWORKs - アメリカ公的扶助制度研究の端緒として -」 GCOE ソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ GCOESOFTLAW-2009-3
- 玉田桂子・大竹文雄, 2004, 「生活保護制度は就労意欲を阻害しているか - アメリカの公的扶助制度との比較」『日本経済研究』 50
- 根岸毅宏, 2006, 『アメリカの福祉改革』日本経済評論社
- 藤原千沙・江沢あや, 2007, 「アメリカ福祉改革再考 - ワークフェアを支える仕組みと日本への示唆 -」『季刊社会保障研究』 42 (4) : 407-419
- 労働政策研究・研修機構, 2008, 「【特集】最低賃金制度をめぐる欧米諸国の最近の動向 アメリカ合衆国 連邦最賃, 10年ぶり引き上げ」『海外労働情報』 2008年9月
- 労働政策研究・研修機構, 2009, 「アメリカ合衆国 失業給付期間の延長を決定 - 長期失業者数559万人への対応 -」『海外労働情報』 2009年12月
- (さかい・ただし 国立社会保障・人口問題研究所研究員)